

伊賀市インクルーシブな職場づくり庁内推進会議設置要綱（案）

（設置）

第1条 市職員（会計年度任用職員を含む。以下同じ。）個人の多様性が尊重され、安心して業務を遂行できる職場環境づくりを推進するため、伊賀市インクルーシブな職場づくり庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 庁内推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) インクルーシブな職場づくり指針に関すること。
- (2) インクルーシブな職場環境に関すること。
- (3) インクルーシブな職場づくりに係る市職員の意識啓発及び研修に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、インクルーシブな職場づくりに必要な事項

（組織）

第3条 庁内推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 庁内推進会議に委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長は総務部インクルーシブな組織づくり推進監を、副委員長は委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、庁内推進会議を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 庁内推進会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、これを主宰する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第5条 庁内推進会議の庶務は、総務部人事課が処理する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が庁内推進会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第3条関係）

未来政策部未来政策課長 総務部インクルーシブな組織づくり推進監 総務部総務課長 地域力創造部交流政策課長 財務部管財課長 地域連携部地域政策課長 人権生活環境部人権政策課長 健康福祉部医療福祉政策課長 産業農林部産業政策課長 建設部建設政策課長 教育委員会事務局教育総務課長 消防本部消防総務課長 上野総合市民病院事務部病院総務課長 上下水道部経営企画課長